

(趣旨)

第1条 この要綱は、酒田市文化芸術推進プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）が、酒田市民会館（希望ホール）でイベントを主催する者（以下「主催者」という。）から公演チケットの販売業務を受託するにあたり、来館者への利便性向上及び、貸館利用を推進するために業務の適正かつ円滑な運営を図るため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(取扱い対象チケット)

第2条 プロジェクト会議が販売業務を受託する公演チケットは、主催者が酒田市民会館大ホール、酒田市民会館小ホールを会場として主催する公演チケットに限る。
(申込み及び承諾)

第3条 主催者は、公演チケット販売業務をプロジェクト会議に委託しようとするときは、チケット販売委託申込書兼清算金請求書（様式第1号）をプロジェクト会議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない

2 プロジェクト会議は、前項に規定するチケット販売業務を受託するときは、チケット販売受託通知書（様式第2号）を主催者に交付する。

(販売条件)

第4条 プロジェクト会議は、公演チケットの販売にあたっては、次の条件を付すものとする。

- (1) プロジェクト会議の責任は、プロジェクト会議が取扱う公演チケット販売に限るものとし、公演内容や運営等についての責任は、主催者が負うものとする。
- (2) プロジェクト会議が販売する公演チケットの販売開始日時は、主催者の公演チケット発売開始日と同様とする。
- (3) プロジェクト会議が販売する公演チケットの販売終了日は、公演日の前日までとし、公演当日券の販売は行わない。
- (4) 公演の変更や中止による問合せへの対応、チケットの払戻し等は、主催者の責任により行う。
- (5) 主催者が新聞やチラシ等に当該チケット販売業務の内容を掲載する際は、事前にプロジェクト会議の承認を得ること。
- (6) プロジェクト会議が販売する公演チケットの枚数は、原則として総販売数の1割を下限とする。
- (7) 前6号の規定に関わらず、会長が必要と認めるときは、公演チケットの販売条件を変更することができる。

(公演チケット受渡し)

第5条 主催者は、公演チケットの引渡しにあたっては、納品書を作成し、実券、当該券席を表示した座席表（様式第3号）をプロジェクト会議に提出する。ただし、希望ホールインターネットチケット予約システムを使った公演チケットの販売については、実券の提出は不要とする。

2 主催者は、公演チケット販売期間中にプロジェクト会議が取扱う公演チケットに追加がある時は、前項に規定する書類をプロジェクト会議に提出しなければならない。

3 プロジェクト会議は、公演チケット販売期間中にプロジェクト会議が取扱う公演

チケットに返券の必要があるときは、返券書（様式第4号）を作成し、主催者に交付する。

（販売手数料）

第6条 販売手数料は、プロジェクト会議がチケット販売業務でチケット販売した金額の10%とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

2 主催者は公演中止となった場合でも、プロジェクト会議に対する販売手数料を負担するものとする。

（売上金の清算）

第7条 プロジェクト会議は、公演チケットの販売が終了した際に公演チケット販売総額、各種手数料等を明記した清算書（様式第5号）を作成し、残券を添付して主催者に提出する。

（清算金の支払い）

第8条 プロジェクト会議は、前条に規定する清算金を主催者に支払う。なお、主催者の指定する金融機関へ振込む場合の振込手数料は、主催者の負担とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。